

四万十町と株式会社良品計画の地域活性化等に関する包括連携協定

四万十町（以下、「甲」という。）及び株式会社良品計画（以下、「乙」という。）は、相互の連携に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が相互の連携と協力により、四万十町の地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条（連携事項）

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。但し、甲乙両者の協議に基づき、他の事項を追加しまたは下記のいずれかを対象から除外することができるものとする。

- 1.移住・定住の促進に関する事
- 2.産業振興に関する事
- 3.観光振興に関する事
- 4.健康・福祉に関する事
- 5.子育て・人材育成に関する事
- 6.地域の伝統や文化の承継に関する事
- 7.その他、地方創生に関する事

第3条（活動内容及び両者の役割）

前条各号に定める事項の具体的な実施内容、甲乙それぞれの役割及び費用負担等については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

第4条（報道発表等）

本協定に関する報道機関向けの発表及び地域住民への広報活動等は、その日時及び方法等について甲乙両者の協議のうえ協力して行うものとする。

第5条（秘密保持）

甲及び乙は相手方が秘密であることを明示のうえで開示した資料を本協定上の業務の遂行のためにのみ使用するものとし、これを秘密として厳重に管理し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩しないものとする。

第6条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の申し出がないときは、本協定は同

- 一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2 甲又は乙は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1カ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。

第7条（協議事項）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者で誠実に協議のうえ、決定するものとする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、両者の協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

甲及び乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年（2022）年10月28日

高知県高岡郡四万十町琴平町16-17

甲

四万十町長

東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

乙

株式会社良品計画
代表取締役社長